

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第三百八十二号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年八月十一日変更登録した。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- ◇告示 建設業者の変更登録
- 肥料生産登録有効期間の更新
- 肥料生産登録の失効
- 種畜の廃用
- 土地改良区の成立
- 土地改良事業の認可
- 公有水面埋立の承認
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(シ)第六九号

昭三四、一〇、一九

陶山土建(株)

西伯郡大山町佐摩

(新)馬田 貞良
(旧)陶山 貞寿

鳥取県告示第三百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二十七号）第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は、次のとおりである。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (%)			生産者の住所氏名
		窒素全量	リン酸全量	加里全量	

鳥取県第二六〇号	小鴨麦複合肥料	九・五	一一・〇	一〇・五	倉吉市中原五四〇の一 小鴨農業協同組合 組合長理事 小林 俊治
----------	---------	-----	------	------	---------------------------------------

鳥取県第二六一号	六・〇なたね油かす	六・〇	二・〇	一・〇	鳥取市新鑄物師町六八の一 因幡製油株式会社 取締役社長 入川 昌彦
----------	-----------	-----	-----	-----	---

鳥取県告示第三百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定にもとづき、次の肥料の登録は失効した。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十五号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名前	種類	飼養者住所氏名
昭和三十五 鳥取一第三九号	入吉	黒毛	東伯那三朝町大字余戸 野見 邦一

鳥取県告示第三百八十六号

鳥取市里仁松尾武司はか十四人の者から申請のあつた鳥取市東里仁土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により、昭和三十五年

登録番号	肥料の名称	保証成分量			生産者の住所氏名
		窒素全量	リン酸全量	加里全量	

鳥取県第二五九号	泊大根複合肥料	九・〇	六・〇	九・〇	東伯那泊村 泊農業協同組合 組合長理事 長 久翁
----------	---------	-----	-----	-----	--------------------------------

八月十日成立した。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十七号

鳥取市雲山大西譲はか十四人の者から申請のあつた鳥取市雲山土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により、昭和三十五年八月十日成立した。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十八号

昭和三十四年九月十五日付けで東伯郡赤碕町から申請のあつた土地改良事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十五年八月十日認可した。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、昭和三十五年八月十一日次のとおり公有水面の埋立を承認した。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 埋立の場所 岩美郡岩美町大字田後才谷地先
- 二 埋立の面積 二九二平方メートル
- 三 埋立の目的 防波堤築造工事に用ひる堤体コンクリート

型枠組立場造成

四 埋立の承認を受けた者

第三港灣建設局長 東 寿

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一 日時 昭和三十五年八月十七日 午後一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三 議題 1 県立米子図書館協議会委員の委嘱について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九條第六項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十五年八月十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

十 郡家地区

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年八月二十四日 午後二時

八頭郡郡家町大字郡家 郡家警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

八頭郡八東町大字才代二番地 金子 政 行

二 鳥取地区

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年九月七日 午後一時

鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市古海八三八の一番地 内田 金 市
- 2 " 湯所町一五五番地 佐々木 隆 雄
- 3 倉吉市上井本町二六二番地 土 海 宗 正